大個審第11号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （答申第381号）

令和４年８月17日

大阪府知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府個人情報保護審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　丸山　敦裕

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

　令和４年５月20日付け河整第1140号で諮問のありました「防潮鉄扉に設置する監視カメラによる個人情報の収集」に係る大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号。以下「条例」という。）第７条第３項第７号に規定する個人情報の本人収集の原則及び第８条第５項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外のものへの提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集及び提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

　なお、当審議会が本人以外からの個人情報の収集及び提供を適当と認める理由は、別添資料のとおりです。

１　本件「防潮鉄扉監視カメラ（以下「カメラ」という。）」の設置に際しては、カメラ

　の設置及びこれによる個人情報を収集することについて、ウェブサイト上での公表等

　により、通行者等に十分周知を行うこと。

２　カメラの設置において、個人のプライバシーに配慮し、設置位置等を工夫すること

　により、車両及び歩行者等に係る個人情報をできる限り収集しないように努めること。

３　本件において収集した個人情報の管理に関しては、カメラの管理要綱において、管

　理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出

　等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったと

　きは確実かつ速やかに破棄又は消去すること。

４　カメラにより収集した画像データをデータセンターのサーバーに送信する際、第三

 者による不正な収集が行われることのないよう、通信の安全に配慮するとともに、デ

　ータセンターのサーバーについても十分な保護措置を講じること。

５　収集された個人情報の第三者への提供については、管理要綱において提供できる場

　合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。

６　今回諮問された項目に該当する個人情報の収集等については、今後、当審議会への

　諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎

　重な取扱いを要すると考えられるものについては、当審議会に諮問すること。

（答申に関与した委員の氏名）

　丸山敦裕、島田佳代子、海道俊明、重本達哉、竹村登茂子、西上　治、西村枝美

　布施匡章、三成美保

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別添資料

 答申第１号の「本人収集原則の例外事項（条例第７条第３項第７号）について」の表を次のように改める。

